

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2009-525125(P2009-525125A)

【公表日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-027

【出願番号】特願2008-553251(P2008-553251)

【国際特許分類】

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 31/00 P

A 6 1 M 29/02

A 6 1 F 2/06

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月18日(2010.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板、前記基板上に配置のポリマー領域、及び前記ポリマー領域内又は下に配置の治療薬を含む埋め込み可能又は挿入可能な医療器具で、前記ポリマー領域が前記治療薬の前記治療器具からの放除を制御し、ソフトセグメントと均一なハードセグメントをそれぞれ含有する共重合体分子を含む医療器具。

【請求項2】

前記共重合体分子の少なくとも25重量%が、均一長さのハードセグメントを有する請求項1に記載の医療器具。

【請求項3】

前記ポリマー領域がポリエーテルアミド共重合体分子を含み、それぞれがポリエーテルソフトセグメントと均一なポリアミドハードセグメントを含む請求項1に記載の医療器具。

【請求項4】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが複数のポリエーテルセグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項5】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、ポリアルキレンオキシド、ポリアルキレンオキシド誘導体、及び上述の物の組み合わせから選ぶポリエーテルセグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項6】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、ポリエチレンオキシド、ポリトリメチレンオキシド、ポリプロピレンオキシド、ポリテトラメチレンオキシド、上述の物の誘導体及び上述の物の組み合わせから選ぶポリエーテルセグメントを含む請求項3に記載

の医療器具。

【請求項 7】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、複数の均一なポリアミドセグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 8】

前記ポリマー領域内のポリエーテルアミド共重合体分子の少なくとも 25 重量 % がそろいのポリアミドセグメントを有する請求項3に記載の医療器具。

【請求項 9】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、均一な芳香族ポリエステルアミドセグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 10】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、均一なポリアミノ酸セグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 11】

均一な前記ポリアミノ酸セグメントが芳香族基を含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 12】

均一な前記ポリアミノ酸セグメントが複数の芳香族基を含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 13】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、均一なポリアミノ酸デンドリマーセグメントを含む請求項3に記載の医療器具。

【請求項 14】

前記ポリエーテルアミド共重合体分子のそれぞれが、デンドリマーセグメントを含む請求項 1 に記載の医療器具。

【請求項 15】

前記ポリマー領域が、前記共重合体分子に生分解性結合により共有結合した前記治療薬を含む、請求項 1 に記載の医療器具。